



NPO法人の認定・条例指定制度

認証、認定、特例認定、条例指定制度について

市民ニーズが多様化・複雑化する中で、福祉や子育て、まちづくり等の身近な分野でNPO法人等への役割への期待が高まってきました。そのため、NPO法人への寄附を増やし、その活動を支援する目的で、「認定」「特例認定」「条例指定」制度が設けられました。

1 認証

法人格の取得に必要な「認証」を行う制度で、所轄庁（相模原市）による認証後、登記をすると、NPO法人として成立する。

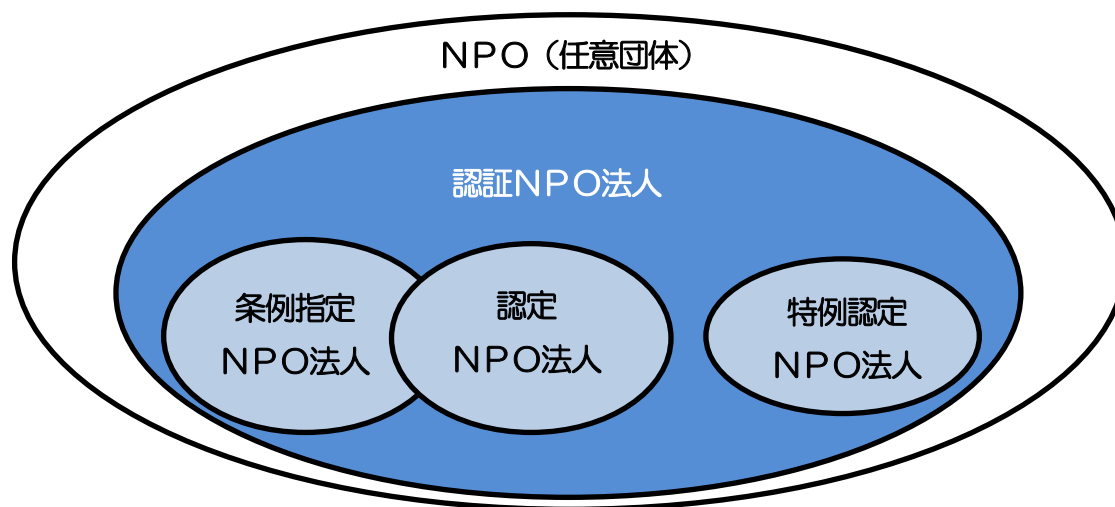
2 認定（特例認定）

NPO法人のうち、運営組織や事業活動が適正であり、公益の増進に資するものでPST（パブリック・サポート・テスト）を含む一定の基準に適合したものとして所轄庁が認めるもの。

また、設立の日から5年を経過しないNPO法人の場合は、PST基準を免除し、3年に限り税制優遇等を受けることのできる「特例認定」の制度がある。

3 条例指定

個人住民税の寄附金控除対象となるNPO法人を、都道府県・市区町村が条例で個別に指定するもの。



認証NPO法人になると、条例指定と認定両方の取得を目指せるんだね！



	認証（参考）	認定	特例認定	条例指定
		全 国 共 通		自治体により異なる
主な基準	書類の記載内容が法に則しているか審査	1 PST 2 活動の対象 3 運営組織・経理 4 事業活動 5 情報公開 6 事業報告書等提出 7 不正行為等なし 8 設立後1年超	（PST免除） 2 活動の対象 3 運営組織・経理 4 事業活動 5 情報公開 6 事業報告等提出 7 不正行為等なし 8 設立後1年超	・制度の導入、基準の設定等、全てが各自治体の任意 ・認定取得の際、条例指定された自治体に事務所のある法人はPST免除
税の優遇	なし	あり	あり	あり

* 認定NPO法人になると・・・

1

寄附をした個人のメリット

所得控除
税額控除

控除を受けるには確定申告を忘れないように伝えてね!



①所得控除又は②税額控除のいずれかを選択して確定申告を
すると所得税の税額控除を受けられます。

①所得控除を選択した場合

その年中に支出した寄附金の額の合計額から2千円を控除した
金額を、その年分の総所得金額から控除できます。

【算式】

寄附金の額の合計額－2千円＝寄附金控除(所得控除)額

(注) 寄附金の額の合計額は、総所得金額の40%相当額が限度

(例1) 給与収入300万円の方が1万円
寄附した場合、所得税400円税額が減少。

(例2) 給与収入500万円の方が1万円
寄附した場合、所得税800円税額が減少。

所得税額の減少額

⇒課税所得×所得税率－(課税所得－(寄附金－
2千円))×所得税率

(例1:5% 例2:10%)

②税額控除を選択した場合

その年中に支出した寄附金の額の合計額から2千円を控除した
金額の40%相当額をその年分の所得税額から控除できます。

【算式】

(寄附金の額の合計額－2千円)×40%＝税額控除額

(注1) 寄附金の額の合計額は、総所得金額の40%相当額が限度

(注2) 税額控除額は所得税額の25%相当額が限度

(例) 給与収入300万円の方が1万円寄附
した場合、所得税3,200円税額が減少。

2

寄附をした法人のメリット

認定NPO法人には一般の寄附金とは別枠の損金算入限度額が設けられているた
め、経費にできる寄附金の限度額が高くなり、寄附した法人の法人税が軽減されます。

法人税の
軽減



3

寄附をした相続人のメリット

相続人が認定NPO法人に寄附した場合、寄附をした相続財産が非課税に。
→課税対象額が減るため、相続税が軽減されます。

相続財産が非課税に
→相続税の軽減

4

認定NPO法人のメリット

みなし寄附金を利用
→法人税の軽減

「みなし寄附金」:法人税法上の収益事業から得た利益を非収益事業に使用した場合に、この分を寄附金
とみなし、一定の範囲で損金算入できる制度。認定NPO法人の法人税が軽減されます。

○認定の基準＝PST＋PST以外の認定基準

PST (パブリック・サポート・テスト) とは?

- ① 相対値基準 … 収入金額に占める寄附金等の割合が5分の1以上
- ② 絶対値基準 … 年3,000円以上の寄附者が年平均100人以上
- ③ 条例指定 … 事務所のある自治体※で条例指定を受けていること
※事務所が相模原市の場合: 神奈川県又は相模原市

①～③のいずれか1つを満たす
(認定取得後も満たし続ける)
必要があります

○特例認定の基準＝PST以外の認定基準

○条例指定の基準※＝公益要件＋運営要件 (PST以外の認定基準の一部)(※相模原市の場合)

公益要件

①事業の内容

②支援又は支持の実績

ア 寄附の実績…年1,000円以上の寄附者が年平均100人以上

イ 国等からの支援又は支持を受けている実績

ウ 地域団体等からの支援又は支持を受けている実績

エ 中間支援組織から支援を受けている団体から支援を受けている実績

ア～エのいずれか1つを
満たす(指定取得後も満たし続ける) 必要があります

* 条例指定NPO法人になると・・・

1 寄附をした市民*のメリット

※相模原市民の場合

個人住民
税の軽減



相模原市の条例指定NPO法人に寄附をした市民が住民税の申告をすると、個人住民税が軽減されます。

(例) 10,000 円寄附した場合、次のとおり税金が軽減されます。
(10,000 円－適用下限額 2,000 円) × 8% = 640 円 (市民税分)

寄附先の条例指定NPO法人が神奈川県条例指定も受けると、県民税2%についても軽減されます。

(例) 10,000 円寄附した場合、次のとおり税金が軽減されます。
(10,000 円－適用下限額 2,000 円) × 2% = 160 円 (県民税分)

2 指定NPO法人のメリット

認定NPO法人になる
ための基準を1つ免除

条例指定を受けた自治体に事務所があるNPO法人については、認定NPO法人になるための基準のうち、最も満たすのが難しいとされる基準(PST:法人が広く一般から支持されているかを測る基準)が免除されます。

*** 認定・条例指定NPO法人になるまでの流れ ***

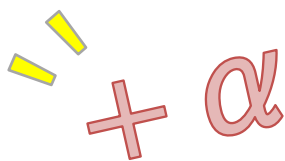
パターン	満たす必要のある基準など			
1	認 証 → 認 定	PST (①又は②) と、PST 以外の認定要件を満たし、認定取得		
2	認 証 → 特例認定 → 認 定	PST 以外の認定要件を満たし、特例認定取得 特例認定の有効期間 (3年) 内に PST (①又は②) を満たし、認定取得		
3	認 証 → 特例認定 → 条例指定 → 認 定	PST 以外の認定要件を満たし、特例認定取得 特例認定の有効期間 (3年) 内に、神奈川県又は相模原市の条例指定の基準を満たし、条例指定取得 PST (③) と、PST 以外の認定基準を満たし、認定取得		
4	認 証 → 条例指定 → 認 定	神奈川県又は相模原市の条例指定の基準を満たし、条例指定取得 PST (③) と、PST 以外の認定基準を満たし、認定取得		
5	認 証 → 指 定 条 例	神奈川県又は相模原市の条例指定の基準を満たし、条例指定取得		

認定・特例認定・条例指定法人の税制上の優遇措置

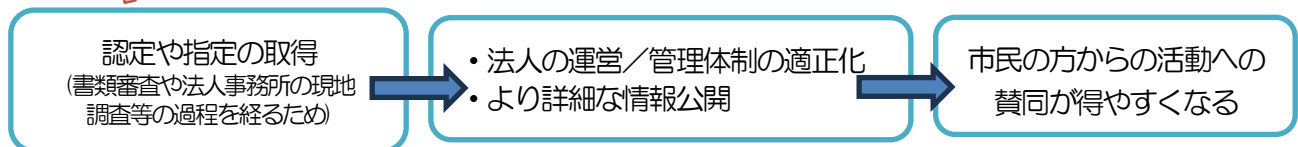
税制上の優遇措置		認定	特例認定	条例指定
個人からの寄附	所得税の寄附金控除（所得控除と税額控除の選択制） ○所得控除：寄附金（所得金額の40%相当額が限度）から2千円を控除した金額を総所得金額から控除 ○税額控除：寄附金（所得金額の40%相当額が限度）から2千円を控除した金額の40%（所得税額の25%相当額が限度）を所得税額から控除	○	○	×
	個人住民税の寄附金控除（税額控除のみ） ○税額控除：寄附金（所得金額の30%相当額が限度）から2千円を控除した金額の最大10%（都道府県民税2%+市区町村民税8%）を住民税額から控除	×	×	○
法人からの寄附	一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入額の範囲内で損金算入可	○	○	×
相続財産の寄附	寄附をした相続財産の価額について、相続税の課税対象から除外	○	×	×
NPO法人自身の税優遇	収益事業から得た利益を特定非営利活動に係る事業に支出した場合に、これを寄附金とみなして、一定の範囲内で損金算入可（みなし寄附金） 損金算入限度額：所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までの範囲	○	×	×

（注）○…税制上の優遇措置の適用あり、×…適用なし

※…個人住民税の寄附金控除については、認定・特例認定を受けても自動的に控除対象にならない。都道府県民税については都道府県から、市区町村民税については市区町村から、それぞれ個人住民税の寄附金控除の対象として指定される（=条例指定NPO法人となる）必要がある。



認定・指定取得のメリット



認定・条例指定制度に関するご相談、ご質問はお気軽にどうぞ！
（窓口相談は事前予約制です）

相模原市役所 市民協働推進課
相模原市中央区中央2-11-15 第2別館4階
電話：042-769-8226（直通）

